

静岡県告示第161号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年3月8日

静岡県知事 川勝平太

由比・大井川加入区（由比・大井川区域のしらす船びき網漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業区分）

1 届出年月日

令和4年2月22日

2 発起人の住所及び氏名

静岡市清水区由比町屋原347-31

川島 裕之

静岡市清水区蒲原新田1-12-18

株式会社 友和丸

3 区域

由比・大井川区域

4 区分

しらす船びき網漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業区分